

設計資材単価の決定等に関する要領

(趣旨)

第1条 本要領は、県が発注する土木工事及び業務委託の積算に資材等の実勢価格を反映させるため、資材単価等の決定方法等について定めるものとする。

(実施単価表)

第2条 実施単価表は、年度当初に定めるものとし、これに掲載されている資材等については、その単価を使用するものとする。

2 実施単価表に掲載する主な資材単価等の調査及び決定方法は、次に掲げる事項のとおりとする。

一 特別調査（メーカー、商社、施工業者等の県内における取引実価格を調査）については、以下のとおりとする。

イ 資材品目及び規格については、必要に応じて決定するものとする。

ロ 4月1日及び10月1日に全面改定することを原則とするが、改定期間については、単価の変動状況等により決定出来るものとする。

二 刊行物調査（刊行物による調査）については、以下のとおりとする。

イ 資材については、（一財）建設物価調査会「Web 建設物価」及び（一財）経済調査会「積算資料 電子版」に掲載されている単価の平均価格とする。

ただし、一刊行物のみの掲載である場合は、その価格とする。

ロ 市場単価及び土木工事標準単価については、（一財）建設物価調査会発行の「土木コスト情報」及び（一財）経済調査会発行の「土木施工単価」に掲載されている単価の平均価格とする。

ただし、一刊行物のみの掲載である場合は、その価格とする。

ハ 上記において平均価格を採用する場合は、単価有効桁数を4桁とし5桁目を切り捨てるものとする。

ニ 決定した資材単価等については、最新号の刊行物により変動を調査するものとし、変動が確認された場合は、単価改定を行うものとする。

3 第二項に該当しない資材等の単価の決定方法等については、別表によるものとする。

(実施単価表に掲載されていない資材)

第3条 実施単価表に掲載されていない資材等については、刊行物により単価を決定するものとし、その取扱いは、次に掲げる事項のとおりとする。

なお、刊行物とは、（一財）建設物価調査会発行の「建設物価」・「Web 建設物価」・「土木コスト情報」及び（一財）経済調査会発行の「積算資料」・「積算資料 電

子版」・「土木施工単価」とする。

- 一 刊行物は、最新号を使用する。
- 二 刊行物は、掲載されている単価の平均価格とする。ただし、一刊行物のみの掲載である場合は、その価格とする。
- 三 刊行物で、「公表価格」と明示されているものは、採用しないものとする。
ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材等は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を採用するものとする。
- 四 刊行物で「全国」・「東北」・「秋田」の記載がない場合は採用しないものとする。
- 五 刊行物で「秋田市」価格のみ掲載されている場合の適用は、県内全域とする。
- 六 上記において平均価格を採用する場合は、単価有効桁数を4桁とし5桁目を切り捨てするものとする。

（市況調査）

第4条 実施単価表及び刊行物によることができない資材等については、取引実価格を調査して単価を決定するものとする。

- 2 調査対象は、対象金額（数量×資材等価格）が100万円を超えることが予想される資材等とする。
- 3 大量に使用する資材（刊行物に記載されている取引数量を超える場合や、掲載地区の異なる場合等）については、市況調査により資材単価を決定するものとする。

（見積書）

第5条 実施単価表及び刊行物によることができず、市況調査によることも困難な資材等については、見積書によるものとする。

- 2 見積書の徴収方法及び価格の決定方法については、別途定めのある「見積書の依頼に関する要領」に基づき実施するものとする。

（その他）

第6条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

別表

分 類	単価決定方法	改定時期	備 考
労務単価	公共事業労務費調査	国土交通省及び農林水産省から調査結果の報告があった場合	
建設副産物処理料金	建設副産物処理料金の決定要領	単価改定の申請があった場合随時	
複合及び損料単価			
損料関係	国土交通省資料等	資料提供時等	
工場製作品単価	国土交通省資料	資料提供時	
計画調査用設計単価	国土交通省資料等	資料提供時等	

附 則 この要領は、平成18年4月1日以降に設計図書等を閲覧する工事及び業務委託に適用する。

附 則 この要領は、平成19年4月1日以降に設計図書等を閲覧する工事及び業務委託に適用する。

附 則 この要領は、平成20年10月10日以降に設計図書等を閲覧する工事及び業務委託に適用する。

附 則 この要領は、平成24年4月1日以降に設計図書等を閲覧する工事及び業務委託に適用する。

附 則 この要領は、平成25年8月1日以降に設計図書等を閲覧する工事及び業務委託に適用する。

附 則 この要領は、平成26年4月1日以降に設計図書等を閲覧する工事及び業務委託に適用する。

附 則 この要領は、令和5年4月1日以降に設計図書等を閲覧する工事及び業務委託に適用する。